

香川県トラック協会青年協議会会則

昭和59年7月17日制定

(目的)

第1条 本会は、トラック運送事業の発展のために、従来の経験、知識、信用に加えて新しい時代に対応した経営を見出すため、次代を担う後継者等による相互の研鑽活動等を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、香川県トラック協会青年協議会という。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、高松市内に置く。

(事業活動)

第4条 本会は、第1条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. トラック運送事業に係る研修及び研究
2. 物流問題の調査、研究およびその施策の推進
3. 経営に関する情報交換
4. 会員相互の情報交換
5. 他業種との交流
6. 地域社会に対する社会福祉
7. 会員相互の親睦及び組織の強化
8. 会員の福利厚生
9. その他本会の目的に関連する事業

(会員等の資格)

第5条 (1)本会の正会員は、(一社)香川県トラック協会の会員であるトラック運送事業者の代表者、後継者及び管理職であつて、年齢が4月1日時点で50歳以下の者とする。但し、役員会の同意を得て(一社)香川県トラック協会の会員以外の者を相談役及び協賛会員とすることができる。

(2)年齢が4月1日時点で51歳以上の者は、準会員とする。

(役員)

第6条 (1)本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名以内
理 事	若干名
監 事	2名以内

(2)役員任期は1年とする。

(3)役員選出は、総会において会員により行う。

但し、再任は妨げない。

(例会)

第7条 本会の例会は、原則として毎月1回開催する。

(総会)

第8条 総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

(総会の定足数)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、出席した会員の過半数をもって決する。

(入会及び退会)

第10条 (1)本会への入会は、役員会の承認により認める。

(2)退会は、会長宛て文章で届け出るものとする。

(会計及び会費等)

第11条 (1)本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(2)本会の運営は会費をもってまかなう。

(3)入会金及び会費は、総会において定める。

(4)既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(5)臨時会費は、必要により徴収することができる。

附 則

(会則の発効)

第12条 この会則は、設立総会の決議を受けた日から効力を生ずる。

昭和62年4月11日一部変更

(会則第11条に6項を追加)

平成6年4月23日一部変更

(会則第五条、第11条)

平成11年4月21日変更

(会則第2条)

平成12年4月21日一部変更

(会則第5条)

平成16年5月21日一部変更

(会則第5条)

慶弔についての確認事項

昭和61年4月5日
香川県トラック運送事業青年協議会
第8回役員会

会員に対する慶弔金の支給については、以下に定めるところによる。

(種類)

(1) 慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- ①慶祝金
- ②弔慰金

(慶祝金)

(2) 会員が結婚された場合は、次の慶祝金を贈る
1万円

(弔慰金)

(3) 死亡時の弔慰金は、次のとおりとする。

- ①会員1万円
- ②会員の直系父母、配偶者、子女（但し同居者に限る）5千円

(該当者通知)

(4) 会員は、本事項に該当する事由が発生した場合は、速やかに事務局に通知するものとする。

(特例)

(5) 本事項に因り難に場合の弔慰金については、その都度会長が決定するものとする。

(附則)

(6) 本確認事項は、昭和61年4月5日より実施する。